

砥部町補装具費給付事業に係る補装具製作（販売）事業者の登録及び補装具費代理受領に関する要綱

平成19年 1 月19日

砥部町告示第10号

（趣旨）

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定する補装具費給付事業に係る補装具製作（販売）事業者の登録並びに補装具の購入又は修理に係る補装具費（以下「補装具費」という。）の支給決定を受けた者（以下「障がい者等」という。）の利便を図るため、補装具費の受取りを砥部町の登録を受けた補装具製作（販売）事業者（以下「登録事業者」という。）に委任した場合の代理受領について必要な事項を定めるものとする。

（代理受領）

第2条 登録事業者が障がい者等から法第76条第1項に規定する補装具費の受領を委任されている場合には、同条第2項に規定する基準額（以下「基準額」という。）の範囲内で町長に対して、当該補装具費の支払を求めることができる。

2 障がい者等は、補装具の購入又は修理に際し、当該基準額から前項の規定により町長が支払う額を控除した額を登録事業者に支払うものとする。

3 登録事業者は、前項に規定する支払を受けた場合には、障がい者等に対し、領収書を交付しなければならない。

（請求及び支払）

第3条 登録事業者は、前条の規定に基づき補装具費の請求を行うときは、代理受領に係る補装具費支払請求書に、代理受領に対する委任状及び補装具費支給券を添付しなければならない。

2 町長は、前項に規定する請求があったときは、基準額に基づき審査の上、支払うものとする。

3 前項の規定に基づき、補装具費の支払があったときは、当該障がい者等に対し、補装具費の支給があったものとみなす。

（補装具製作（販売）事業者の登録）

第4条 登録事業者となることを希望する者は、補装具製作（販売）事業者登録申請書（様式第1号）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、登録に関し必要があると認めるときは、前項の申請書のほか必要な書類等の添付を求めることができる。

（登録の決定）

第5条 町長は、前条第1項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、

登録の承認又は不承認について補装具製作（販売）事業者登録承認（不承認）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（登録事業者の名称等の変更の届出）

第6条 登録事業者は、登録内容について変更があったときは、当該変更に係る事項について補装具製作（販売）事業者登録事項変更届出書（様式第3号）により町長に届け出なければならない。

2 登録事業者は、当該補装具製作（販売）等の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、次に掲げる事項を記載した補装具製作（販売）事業者事業廃止（休止・再開）届出書（様式第4号）を町長に届け出なければならない。

（登録事業者の登録の取消し）

第7条 町長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 補装具費等の請求に不正があったとき。
- (2) 登録業者が、不正の手段により町長の登録を受けたとき。
- (3) 町長が不相当と認めたとき。

2 前項第3号に該当するときは、町長はその理由を明らかにしなければならない。

（補装具の改善）

第8条 補装具の引渡し後9箇月以内に生じた、災害等によるき損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合及び目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除く破損又は不適合は、登録事業者の責任において改善しなければならない。ただし、修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は修理基準に規定されていない修理のうち軽微なものについて、登録事業者の責任において改善することとするものは、修理した部位について修理後3箇月以内に生じた不適合等（災害等により免責となる事由を除く。）であるものとする。

（関係帳簿等の保存）

第9条 登録事業者は、用具費の代理受領に係る帳簿及び関係書類を登録の日から5年間保存するものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成25年7月3日告示第98号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和6年1月17日告示第10号）

この告示は、公表の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

補装具製作（販売）事業者登録申請書

年 月 日

砥部町長 様

事業者	所在地
	事業者名
	代表者氏名 ㊟

砥部町補装具費給付事業に係る補装具製作（販売）事業者の登録及び補装具費代理受領に関する要綱第 4 条の規定に基づき、補装具費の代理受領に関する登録を申請します。

事業者名	
所在地	
代表者氏名	
連絡先番号	

様式第2号（第5条関係）

補装具製作（販売）事業者登録承認（不承認）通知書

年 月 日

様

砥部町長



年 月 日に申請された補装具製作（販売）事業者登録申請については、砥部町補装具費給付事業に係る補装具製作（販売）事業者の登録及び補装具費代理受領に関する要綱第5条に基づき、補装具製作（販売）事業者として登録する。

事業者名	
所在地	
代表者氏名	

決定事項	
☐ 承認する	☐ 承認しない（理由）

様式第3号（第6条関係）

補装具製作（販売）事業者登録事項変更届出書

年 月 日

砥部町長 様

事業者	所在地
	事業者名
	代表者氏名 印

次のとおり登録を受けた内容を変更しましたので届出します。

登録内容を変更した事業者	
事業者名	
住 所	
代表者氏名	

変更があった事項	
1 事業者名	
2 住 所	
3 商号・名称	
4 代表者氏名	
5 変更年月日	

様式第 4 号（第 6 条関係）

補装具製作（販売）事業者事業廃止（休止・再開）届出書

年 月 日

砥部町長 様

事業者	所在地
	事業者名
	代表者氏名 印

次のとおり事業を廃止（休止・再開）いたしますので届出します。

事 業 者 名	
住 所	
代 表 者 氏 名	
廃止（休止・再開） 年 月 日	年 月 日
休 止 予 定 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
廃止（休止・再開） 理 由	